

平成26年12月3日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

石原 伸



平成26年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について（報告）

本年度の再評価対象事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別紙1のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別紙1

平成26年度熊本県公共事業再評価監視委員会報告書

平成26年12月3日

「平成26年度再評価対象事業箇所一覧表（別紙2）」の各事業について、平成26年8月8日から平成26年10月16日まで4回にわたり審議した結果、下記のとおり意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づく意見】

再評価対象事業（10事業）の対応方針については、提出された各種資料や審議過程における説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、別添の意見を付して、別紙2のとおり判断します。

平成26年度 熊本県公共事業再評価対象事業箇所一覧表

整理番号	事業の種類	路線名 河川名 地区名等	事業名	事業箇所	県の対応方針案	県の対応方針案に対する委員会意見
1	河川	黒川	社会資本整備 総合交付金	阿蘇市	継続	継続は妥当
2	河川	白川	社会資本整備 総合交付金	熊本市	継続	継続は妥当
3	砂防	狐塚川	社会資本整備 総合交付金	菊池市	継続	継続は妥当
4	砂防	岳本1	社会資本整備 総合交付金	球磨村	継続	継続は妥当
5	道路	国道266号	広域連携交付金 (交通安全)	宇城市	継続	継続は妥当
6	道路	国道266号	社会資本整備 総合交付金	上天草市	継続	継続は妥当
7	道路	国道443号	社会資本整備 総合交付金	美里町	継続	継続は妥当
8	道路	国道445号	社会資本整備 総合交付金	美里町	継続	継続は妥当
9	道路	主要地方道 熊本高森線	社会資本整備 総合交付金	高森町 南阿蘇村	継続	継続は妥当
10	道路	一般県道 龍ヶ岳御所浦線	社会資本整備 総合交付金	天草市	継続 (事業精査)	休止が妥当

【事業概要及び付帯意見】

【整理番号 1】黒川 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

一級河川の黒川は、阿蘇カルデラ内の北部（阿蘇谷）に位置する阿蘇市、南阿蘇村内を流下し、立野において白川本川と合流している。この流域では、昭和 55 年、平成 2 年、同 24 年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河道拡幅、遊水地整備などにより流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、流域住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としている。

本事業は、今回で 4 回目の再評価であるが、前回再評価からの 5 年間で遊水地整備を進めてきたことにより、完成した遊水地が 2 箇所から 3 箇所に増加し、治水安全度の確保に努めている。

(付帯意見)

黒川は阿蘇市・南阿蘇村の住宅地や良好な農地を流下し、過去数回に渡って氾濫して、浸水被害を起こしてきた。氾濫が発生した場合は甚大な被害をもたらすため、河川改修の早期完成が強く要望されている。したがって、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお、本事業では、遊水地整備に当たり、従来の用地買収に加え、現在の土地利用形態を変えずに出水時に洪水を貯める権利を設定する地役権方式を併用して、交渉を進めている。今後とも、用地所有者の十分な理解が得られるよう交渉を進め、周辺の環境に配慮しつつ、事業の早期完了を図ること。

【整理番号 2】白川 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

一級河川の白川は、阿蘇カルデラ内の南部（南郷谷）に位置する高森町、南阿蘇村内を流下し、立野において黒川と合流したあと、大津町、菊陽町、熊本市内を流下して有明海に注いでいる。この流域では、昭和 55 年、平成 2 年、同 24 年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため、本事業は、河道拡幅などにより流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、流域住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としている。

本事業は、今回 3 回目の再評価であるが、前回からの 5 年間で用地取得や護岸整備等を進めたことにより、事業の進捗率は 20% から 77% に向上し、治水安全度の確保に努めている。

(付帯意見)

本事業は、一級河川である白川流域での家屋浸水等の甚大な被害を防止することにより、流域住民の生命及び財産を保全することを目的としている。白川流域ではこれまで度重なる豪雨によって大きな被害がもたらされていることから、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお、現行の費用便益分析は技術的に被災防止便益の一部しか算定に含められていないという限界もある。今後は、費用便益分析の項目を工夫し、発生便益を網羅的に把握できるように検討することが望まれる。

さらに今後も、周辺環境に配慮しながらコスト縮減に努め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号3】狐塚川 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

狐塚川は、菊池川に流れ込む合志川の上流域に位置し、土石流の発生する恐れのある渓流である。下流には、人家39戸、市道高柳四季の里線、菊池北部広域農道、大規模林道菊池人吉線、RDF施設「エコヴィレッジ旭」及び公民館など重要な公共施設があり、土石流が発生すると被害は甚大となる恐れがある。

このため本事業では、土石流を受け止める砂防堰堤3基と渓岸浸食を防止する渓流保全工を整備し、土石流から人命・財産を守ることを目的としている。

現在、渓流保全工の一部が完成しているが、平成24年の九州北部豪雨により土石流が発生し、流域の荒廃が進んでいるため、計画を見直した。これに合わせて、事業期間を延長し、早期の工事完了を目指している。

(付帯意見)

本事業は、鞍岳を源流とし、菊池市旭志麓を流下する狐塚川に砂防堰堤工と渓流保全工を整備し、豪雨出水時の土砂災害の防止・軽減を目的としている。流域には民家、主要道路およびRDF（ゴミ固化化燃料）施設などが存在し、広域農道保全により農業経営を守る上でも重要な事業である。したがって、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

今後とも未取得用地の解消に努め、周辺の環境に配慮しつつ、事業の早期完了を図ること。

【整理番号4】岳本1 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

岳本1は、球磨川に流れ込む芋川の上流域に位置し、土石流の発生する恐れのある渓流である。下流には、人家4戸の他、迂回路のない主要地方道人吉水俣線、村道など重要な公共施設があり、土石流が発生すると被害は甚大となる恐れがある。

このため本事業では、土石流を受け止める砂防堰堤1基と渓岸浸食を防止する渓流保全工を整備し、土石流から人命・財産を守ることを目的としている。

現在、砂防堰堤と渓流保全工の一部が完成しているが、渓流保全工建設予定地の一部に権利者多数の共有地等があり、その取得に時間を要している。しかし、進展も見られており、平成26年度中の用地取得と早期の工事完了を目指している。

(付帯意見)

本事業は、球磨川の支流である芋川上流域の砂防施設を整備し、土石流被害から民家や主要道路を保護することを目的としている。地域住民の生命・財産や地域住民の生活に欠かせない地方道を土石流から守るために必要な事業であり、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお、用地取得の遅れから事業期間が延長されており、地権者への説明を十分に行い、用地の早期取得に努め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号5】国道266号 広域連携交付金（交通安全）事業

（事業概要）

国道266号は、天草市牛深町を起点とし熊本中央区を終点とする幹線道路であり、沿線地域の産業活動や観光開発の支援、生活道路としての役割を担っている。さらには、大規模震災時に必要な第一次緊急輸送道路としても重要な路線である。本事業区間の周辺には小・中学校や専門学校、駅、総合病院や老人福祉施設等の公益的施設が集中しているが、歩道がなく歩行者等は非常に危険な状況にある。

このため本事業は、歩道の整備を行うことにより、歩行者・自転車利用者の通行快適性向上、歩行者・自転車利用者の交通事故の防止、自動車交通の円滑化を目的としている。

なお、本事業の進捗率は平成25年度末で90%、平成26年度末で93%を見込んでおり、残工事は舗装工のみである。

（付帯意見）

本事業は、天草市と熊本市を結ぶ主要道路である国道266号に歩道を設置し、歩行者等の安全な通行を確保するとともに、自動車交通の円滑化を目的としたものである。円滑な通行が確保されることが地域生活者にとって不可欠であり、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお、現時点までに工事も順調に進んでおり、残るは舗装工事のみである。周辺の自然環境に配慮しながら、コスト縮減に努め、事業区間の早期完了を図ること。

【整理番号6】国道266号 社会資本整備総合交付金

（事業概要）

国道266号は、天草市牛深町を起点とし熊本中央区を終点とする幹線道路であり、天草地域の産業活動や観光開発の支援、生活道路としての役割を担っている。さらには、大規模震災時に必要な第一次緊急輸送道路としても重要な路線である。しかし、本事業区間は、道路幅員が狭く、線形も悪いため、車両の通行に支障を来している。

このため本事業は、安全で円滑な交通の確保、緊急輸送道路としての機能強化を図ることを目的としている。

本事業は、今回3回目の再評価であるが、用地取得が進捗したことにより、前回からの5年間にバイパス区間を含む1,490mの区間を供用開始できた。

全体計画延長2,730mのうち、平成26年度末までに2,570mを供用する予定であり、事業進捗率は99%（事業費ベース）となる見込みである。

（付帯意見）

本事業は、国道266号高戸バイパス区間の幅員拡幅と線形改善により、自動車交通の円滑化や児童の通学の安全を図るものである。地域住民の要望が高いことや事業完了が目前であることから、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお、用地取得による遅れ、工法変更による事業期間の変更はやむを得ないと判断される。今後も用地取得を早急に進め、周辺の自然環境に配慮しながら、コスト縮減に努め、事業効果発現に向け計画通りの供用開始を目指すこと。

【整理番号7】国道443号 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

国道443号は、福岡県大川市を起点とし八代郡氷川町を終点とする幹線道路であり、福岡県西南部から熊本都市圏と八代圏域北部とを結び、産業・経済・観光における重要な役割を担っている。さらには大規模震災時に必要な第二次緊急輸送道路としても重要な路線である。しかし、本事業区間は、道路幅員が狭く、線形も悪いため、車両の通行に支障を来している。

このため本事業は、安全で円滑な交通の確保、緊急輸送道路としての機能強化を図ることを目的としている。

全体計画延長2,800mのうち、平成26年度末までに1,780mの改良工事が完了する予定であり、事業進捗率は96%（事業費ベース）となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、福岡県と熊本県を結ぶ主要道路である国道443号の幅員拡幅と線形改善を行い、道路交通の安全性向上と円滑化および広域ネットワークの構築を図るものである。第二次緊急輸送道路の機能強化を図る上で必要な事業であり、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお今後も、用地取得を早急に進めるとともに、コスト縮減に努め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号8】国道445号 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

国道445号は、熊本市中央区を起点とし人吉市下薩摩瀬町を終点とする幹線道路であり、山間部を縦断し住民生活を支える地域の生命線である。さらには大規模震災時に必要な第二次緊急輸送道路としても重要な路線である。しかし、本事業区間は、道路幅員が狭く、線形も悪いため、車両の通行に支障を来している。また、平成19年の災害時には集落が孤立する事態が発生している。

このため本事業は、安全で円滑な交通の確保、緊急輸送道路としての機能強化、災害時における孤立集落の解消を図ることを目的としている。

本事業は、今回2回目の再評価であるが、未解決用地の取得に努めたことにより、前回からの5年間に740mの区間を供用開始できた。

全体計画延長1,700mのうち、平成26年度末までに1,327mを供用する予定であり、事業進捗率は96%（事業費ベース）となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、山間部を縦断する幹線道路の幅員拡幅と線形改善を行い、安全で円滑な交通を確保するとともに、土石流などの災害時の緊急輸送道路としての機能向上を図るものである。地域住民の安全な生活環境を確保するためにも重要な事業であり、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお今後も、用地取得を早急に進めるとともに、周辺の自然環境に配慮しながらコスト縮減に努め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号9】主要地方道 熊本高森線 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

主要地方道熊本高森線は、熊本市西区を起点とし阿蘇郡高森町を終点とする道路であり、熊本都市圏や益城熊本空港IC、阿蘇くまもと空港などと南阿蘇地域を連絡し、地域活性化を図る上で重要な路線である。しかし、本事業区間は、道路幅員が狭く、線形も悪いため、車両の通行に支障を来している。

このため本事業は、安全で円滑な交通の確保、熊本都市圏と南阿蘇地域の連携強化を図ることを目的としている。

本事業箇所には、資料、文献等によりあらかじめ埋蔵文化財が存在することが確認されていたため、道路整備課は、事業着手当初から県文化課と協議及び埋蔵文化財調査の依頼を行っており、現地調査が完了した箇所から順次工事を進めている。

県文化課において、詳細な調査に入る前に試掘調査を実施したところ、当初想定していた範囲よりもかなり広範囲にわたって遺跡が存在することが分かった。そのため遺跡の調査面積が増え、その調査に当初想定していた以上の時間と費用を要することになり、事業完了予定年度について、当初予定していた平成28年度から平成29年度へ1年延長され、総事業費についても、7億円から9億円に変更されたものである。

なお、道路の建設に伴う遺跡への影響を回避する観点から、道路整備課と県文化課で協議・調整が行われ、遺跡を保全するための措置として、道路の縦断計画を平均約50cm上げるように計画の見直しも実施されている。これは、新しく建設する道路を、住居や墓等の遺構を現状のまま保存できる高さまで上げるというものである。

また、本事業は南阿蘇村及び高森町からの強い要望を受けて事業化したものであり、重要な遺跡であると判明した現在においても、今後、遺跡を所管予定の両町村からは、熊本高森線の早期完成を強く要望されている状況である。

事業の進捗状況については、全体計画延長980mのうち、用地取得は既に全て完了しており、平成26年度末までに640mの改良工事が完了する予定であり、事業進捗率は79%（事業費ベース）となる見込みである。

【文化課からの意見】

主要地方道熊本高森線道路整備事業に係る幅・津留遺跡の発掘調査に関しては、調査着手時から道路整備課と協議を重ねながら進めてきた。

南阿蘇村から高森町までの計画路線全てにわたり遺跡が発掘され、調査が進むにつれて弥生時代の中期後半期と後期の二時期にわたる大集落が存在することが判明した。大学関係者や文化庁関係者の注目を浴びる重要な遺跡として認識されるようになり、平成25年度の文化庁主催の「発掘された日本列島展」にも弥生時代の重要遺跡として、出土遺物が全国各地を巡回して国民に紹介された。

遺跡を国史跡にするためには、本来であれば遺跡を発掘せずにそのまま残すことが基本である。しかし、この路線決定に至るまでの経緯等を考慮して、文化庁の調査官から道路下部でも遺構が残されることで、遺跡が道路によって分断されないと判断する特例として認めてもらった。

そこで、道路整備課及び阿蘇地域振興局と協議を重ねて、道路の高さを上げる等の設計変更により遺構が保護されることとなった。

今後は、約9年間に及ぶ調査成果を発掘調査報告書としてまとめる予定である。発掘調査・報告書作成、それに設計変更による遺構保護の実施にあたり、道路整備課及び阿蘇地域振興局には心から感謝申し上げたい。

(付帯意見)

本事業は、熊本都市圏と南阿蘇地域を連絡する主要地方道の一部をバイパス化することで、道路交通の安全性向上と円滑化を図るものである。事業着手後、幅・津留遺跡が学術関係者の注目を浴びる重要かつ広範囲な遺跡あることが判明し、その調査のため、事業期間の延長と事業費の増加が発生したことはやむを得ない。文化庁、県の文化課や関係自治体などとの協議を重ねて埋蔵文化財の保護に努めるなど、十分な対策が取られており、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお今後も、貴重な文化財保護に十分配慮しながらコスト縮減に努め、事業の早期完了を図ること。

さらに、幅・津留遺跡の歴史的な価値に関する情報を関係機関と共有して、幅広く後世に引き継ぐ工夫がなされることを希望する。

【整理番号 10】一般県道 龍ヶ岳御所浦線 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

一般県道龍ヶ岳御所浦線は、上天草市龍ヶ岳町を起点とし天草市御所浦町を終点とする道路であり、天草上島と御所浦地域を連絡する路線である。御所浦地域は離島であることから、交通は海上交通のみとなり、移動にかかる経済的負担や時間的制約、荒天時の交通途絶など、地域住民は大きな負担を強いられている。

このため本事業は、御所浦島と横浦島間を結ぶ架橋整備により、御所浦地域の一体化を図り、さらに将来的には、天草上島へ架橋することで、離島という地理的制約を解消することを目的としている。

全体計画延長 2,550m のうち、平成 26 年度末までに 445m の改良工事が完了する予定であり、事業進捗率は 25%（事業費ベース）となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、御所浦島から前島を通過し横浦島まで連絡する道路と橋梁（第二架橋）を整備・新設するものである。既設の橋梁（牧島と御所浦島を結ぶ第一架橋）と併せて、御所浦町の日常生活の利便性を向上させるとともに、将来的には、天草上島との架橋建設（第三架橋）による離島解消と地域活性化を目指している。本事業では第二架橋までの建設しか計画されておらず、所定の事業効果を得るには第三架橋の建設が必要条件である。しかしながら、第三架橋建設までには多額の事業費と 20 年以上に及ぶ事業期間を必要としている。厳しい財政状況による予算縮減が続いたことで事業期間を延長せざるを得ない状況で、多年度に亘る多額の事業費負担は困難であるとともに、対象地区では将来的に人口減少や高齢化が予測されており、十分な事業効果が発揮できるとは言い難い。

再評価基準の総合的評価の流れに沿って判断すると項目別評価は A と B であるが、中でも財源確保や費用対効果に関しては懸念があり、総合的な精査が必要である。

したがって、今回の再評価における対応方針「継続（事業精査）」は妥当ではなく、本委員会の最終判断は「休止」とする。

以下に、本委員会での意見を記す。

1. 本事業では第二架橋までの建設しか計画されておらず、地元住民の不安要素の一つである医療・救急体制の解決等は、第三架橋の建設が必要条件である。第三架橋と横浦島内道路建設の事業計画まで含めた総合計画の策定が必要である。
2. 今回提示された再評価個表の費用便益分析では、第三架橋完成での便益まで計上されており、不適切である。
3. 横浦島の児童達の荒天時の通学に関して、インターネット利用による遠隔授業の実施等、早急なソフト面での対策が可能である。
4. 医療面では、診療所体制の整備、急患対策としての ICT 利用やドクターヘリによる天草市や上天草市を含めた広域医療体制の確立など、緊急課題として検討されることを期待する。
5. 本県の財政状況を考えると道路事業全体で予算縮減が続いていること、さらに熊本天草幹線道路事業（今後 20 年間で 600 億円以上が必要）が進行中もあり、事業の地域バランス等を配慮した計画の立て直しも必要である。
6. 以上の懸案事項を総合的に精査・検討するためには、県と天草市協働でプロジェクトを立ち上げ、ハード・ソフト両面からの課題解決の取り組みを期待する。

なお、少数意見であるが、「継続（事業精査）」は妥当と考えるという付帯意見案があったことを記し、その意見案を以下に示す。この意見案でも、最初の段落は休止意

見と同じような内容が記されている。

本事業は御所浦地域の一体化を図り、地域の生活交通の確保に寄与するものであり、地元の架橋に対する期待は大きい。しかし、現状の計画では、御所浦地域が天草とつながり、事業効果を発現するためには多額の事業費と最短でも20年以上の期間を有することも明らかである。そこで、県の財政事情や社会環境の変化を考慮するとともに、コスト削減のみならず全庁規模での代替案立案や計画変更の可能性、予算確保の見通し、費用対効果の確保等の観点から総合的な検証・見直しが必要である。

一方で、地元関係機関や住民への説明・協議を行うとともに、総合的な検証・見直しに対する理解を求めることが重要であり、事前協議や説明がない今までの休止の判断は、地域や関係機関に混乱を与えることが懸念されるため、慎重な対応が求められる。

これらの見直しを早急に行い、地元関係機関との協議を実施するとともに、1~2年後には再度、再評価委員会で評価を受けることを前提としていただければ、今回の再評価における対応方針「継続（事業精査）」は妥当と考える。